

第七十二回国会 大蔵委員会 議 録 第二十八号

昭和四十九年四月二十六日(金曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 安倍晋太郎君

理事 浜田 幸一君

理事 村山 達雄君

理事 山本 幸雄君

理事 山田 聡目君

理事 伊藤宗一郎君

金子 一平君

三枝 三郎君

村岡 兼造君

山中 吾郎君

広沢 直樹君

竹本 孫一君

出席政府委員

科学技術庁原子力局長 生田 豊朗君

大蔵政務次官 柳田桃太郎君

大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君

大蔵省主計局次長 辻 敬一君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

委員外の出席者

資源エネルギー庁長官官房審議官 井上 力君

資源エネルギー庁公益事業部計画課長 杉山 和男君

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

委員の異動

四月二十六日

辞任

荒木 宏君

補欠選任

米原 昶君

同日

辞任

米原 昶君

補欠選任

荒木 宏君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

電源開発促進税法(内閣提出第六七号)

電源開発促進対策特別会計法案(内閣提出第六八号)

○安倍委員長 これより会議を開きます。

電源開発促進税法案及び電源開発促進対策特別会計法案の両案を一括して議題といたします。

兩案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしております。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。伊藤宗一郎君。

○伊藤委員 きょうからいよいよ電源開発促進の二法案につきまして大蔵委員会で審議が始まるわけでございますけれども、まず私は、この法案の提出をされた背景といいますか、そういうようなことにつきまして当局の答弁をお願い申し上げます。

多少繰り返すことになりますけれども、昨年の石油危機を契機といたしまして、従来の輸入石油にエネルギー供給の大宗をゆだねてきた路線というもの、ものが大きくゆさぶられることになったことは、各委員御承知のとおりでございます。その後、政府の外交努力や中東戦争休戦というような国際情勢の変化などによりまして、石油の量的な確保ににつきましてはまあまあめどはついたわけでございますけれども、原油価格の大幅な上昇ということのために、国内の物価体系へのはね返りももちろん、さらに今後は国際収支の悪化というような問

題も出てくるわけでございます。まことにわれわれとしては憂慮すべき事態に立ち至っているものと思っております。

さらに、このエネルギー供給の重要な、わが国においてはほとんど最重要な一環をなしております電力につきましては、最近の電源立地難のため、このままではこれはいづれ、正確にお客をいたしたいと思っております。三、四年で供給予備率がマイナスになる、したがって家庭の停電などということも予想されるというのですけれども、この供給予備率のことも、この際、資源エネルギー庁からでも、大体どの時点で供給予備率がマイナスになるのか、そういう点を明らかにしていただきたいと思っております。そういうことで、たいへんなエネルギー問題の危機が到来をしようとしております。そこで、原子力発電の推進というものが、いまやわれわれの緊急の課題となつていふものと私は信じております。

そういうことで、先般原子力委員に任命をされました稲葉秀三委員が、原子力発電の見直しというところで新しい提言を、原子力委員会といいますが、科学技術庁の中でやられているように聞き、その中間報告をわれわれは受けたことがございますけれども、原子力委員会としてこの稲葉私案をまとめて、原子力発電の新しい改定案をまとめるというのを聞いておりますが、その検討の方向など、また改定案を取りまとめる時期などについてどの程度固まっておりますか、これは科学技術庁のほうからお答えいただきたいと思います。

一点は、まず資源エネルギー庁のほうから、電力の供給予備率のマイナスに転ずる時期の正確な御報告。第二点は、原子力委員会でも稲葉私案をもとにまとめております原子力発電の見直しの時期、あるいはその改定案の取りまとめる時期などもお願いしたいと思います。

○井上説明員 ただいまお尋ねの今後の電力需給バランスの見通しの問題でございますが、ただいま先生御指摘の、今回の石油危機によりまして電力の需要もかなりダウンをしておるわけでございますけれども、新しい見通しによりまして、さらにかなりの電力需要の増加が見込まれております。石油危機に際しまして、新たに見直しをいたしました低い電力需要の伸びの想定に基づきまして、現在までに着工いたしております発電所によりましては供給予備率が〇・七、それから昭和五十三年度におきましてはマイナス二・八、というふうな予測されております。また、地域によりましては、昭和五十一年度におきましてほとんど予備力がなくなるといふような状況でございます。

○生田政府委員 先生御指摘の稲葉私案でございますけれども、先般森山原子力委員長からの御要請がございまして、稲葉先生が私案という形で第一次案をおつくりになったわけでございます。これは先生御承知の点でございますけれども、原子力委員会といたしましては、昭和四十七年に原子力の開発利用長期計画というのをつくっております。それが現在までの開発の目標に使われていたわけでございますが、最近の経済情勢の変化によりましてその見直しの必要が出てまいりました。でございますが、総合的かつ最終的な見直しを行ないますためには、経済審議会の長期経済計画の見直しでございますか、あるいは総合エネルギー調査会のエネルギー長期需給の見直しでございますか、その辺が固まりまして、それらとの関連において決定されなければならぬわけでございますので、とりあえず私案という形でおつくりをいただいたわけでございます。

それで、この私案につきましては、先生御承知のように、三つのケースが考えられておりまして、現状のまま推移したらどうなるか、それから

非常に樂觀的に考えたらどうか、それからその中間的な段階といたしまして、相当の努力を積み重ねればどの程度までいくかという三つのケースが考えられているわけでございますので、これをさらに詰める必要があるのは御指摘のとおりでございます。

それで、現在この第一次私案に続きます第二次私案を一応五月一ぱいくらいにのめどでつくるといふことで、稲葉先生を中心にして作業を開始して、段階でございまして。それで、この第二次私案作成の段階あるいは過程におきましては、通産省の総合エネルギー調査会に原子力部会がございまして、その原子力部会にも稲葉先生が委員として参加しておられますので、その原子力部会での目標設定の作業とにらみ合わせまして、それとの関連で第二次私案をつくらせてまいりたいと思ふことになりまして。一応五月末を目標にしておりますので、六月早々にはまた御報告申し上げることができるといふように考えております。

○伊藤委員 この法案の提案理由につきまして、先般大臣から拝承いたしましたけれども、実務を担当しておる主計局なり主税局のほうで、もしこの際、この法案提出の考え方が明らかにしたほうがいいということであるならば、どちらからでもひとつこの法案提出の考え方についてお答えをいただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 電源開発の緊急性がますます増しております反面におきまして、周辺地域の整備問題と関連して、新しい原子力、火力、水力の設置がなかなかむずかしいという情勢が深まっております。また、通産省なり科学技術庁なりから、かねがね何らかの対策を講ずるべきではないかという御提案があったわけでございます。前国会以来、周辺地域の整備に関する法律について国会でも御審議を願つておるところでございますが、その審議あるいは論議の過程を通じて、何らかの意味において周辺地域対策をより強化する必要があるという認識があらましたところへ、先般来の石油問題ということになって

まいりましたところから、さらにこれを強化する趣旨で、ここに示したような形で、一種の目的税的な新税を創設し、それを新たに設けますところの特別会計に受け入れまして、その特別会計で、周辺地域対策の資金的措置を進めていこうという趣旨でございます。

大筋は大臣が申し上げましたことに尽きておると思ひますので、特にいまそれ以上補足して申し上げることはないかと思ひます。

○伊藤委員 いまもお答えがありましたように、電力の供給予備率のマイナスになる時期などの見通しから、原子力発電を早急に推進していかねばならぬということ、大多数の国民からも理解を得ているわけでございます。特に昨年の暮れに総理府が行なつた世論調査によりまして、原子力の利用については多少の反対はあつても、原子力に頼らなければならないという答が、全くそう思う、ある程度そう思うというようなパーセンテージをまとめますと、約五〇〇の方があるという意見を持つておるといふことが明らかにしております。

そういうように国民の大多数の方々の御了承を得ているわけでございますけれども、ただ原子力発電所のいろいろのトラブルなどが新聞で、私から言わせていただきますと、多少大げさに報道されておる傾向があり、私たち自身もそうでございます。原子力というものは、原子力についての正確な知識を持たない国民の一部には、原子力はまだ危険ではないかというふうな、ばく然としたイメージがあることも実際でございます。

そこで、そういうようなことでは、今後原子力発電を推進する場合に非常にネックになるわけでございます。原子力発電の必要性、さらにその安全性について、国民の各界各層に正確な認識を持つてもらうように、官民あげて努力をしていかなければならないと思ひますが、この原子力発電の安全性なり必要性についての、特に安全性についての政府の説明が、適切れがあまりよくありません。またしろうとわりのしにくい面もあつ

たので、今後そういう方面についての広報活動をお願い切つてやっていかなければならないと思ひます。

また、この原子力発電の実際の事業者、主として九電力でございますけれども、こういう事業者の広報についても、その努力がきわめて不十分であり、その姿勢が受け身でもあり消極的でもございまして、効果をあげていないように思ひます。今後、原子力発電推進の必要性、さらにその安全性について全力をあげて広報活動をやるべきだと思ひますけれども、こういうことについての科学技術庁なり資源エネルギー庁の考え方をひとつ聞きたいと思ひます。

○生田政府委員 ただいま先生御指摘の点は非常に重要な点でございます。従来この原子力発電あるいは原子力の利用全般につきましても、安全性につきましても、PRと申しますか、国民全般にその安全性の御認識を深めていただくような努力がかなり不足していたということはそのとおりでございます。また、たいへん遺憾なことだと思ひております。ただ、先ほどの御質問にもございまして、原子力の利用、特に原子力発電の推進が非常に重要なことでございまして、私もいたしまして、特に安全性につきましても、PRに重点を入れてまいりたいと思ひます。

それで、ただいま御指摘のありました、従来徹底が悪かったという点でございますが、これもまさにおっしゃるとおりでございます。私も、私も深く反省しております。特に最近、森山長官から非常に強い御指示もございまして、あるいは田中総理、森山長官の国会での御答弁をお聞きしたときも、非常にびっくり安全であると思ひます。定るといふようになっておりますので、その線に沿ひまして、私も極力努力してまいりたいと思ひます。

従来はとくく学問的な研究と政策的な判断とが混同されるらしいがございまして、学問的な研究であるいは絶対ということはいえないということ

が、常識的あるいは政策的な判断の上でもはつきり断定できないというふうな、その辺の混同があったように考えられますので、今後は、その学問研究と政策的な判断あるいは常識的な判断、その辺のけじめをつけてまいりたいというふうに考えております。

それで、PRについての具体的な方法でございますけれども、四十九年度の予算におきまして原子力関係のPRの予算もかなり増額されたことでもございまして、いろいろの方法を使ひましてそのPRにつとめてまいりたいと思ひております。方法といたしましては、全国的なテレビ、新聞、ラジオ、そういうマスコミの機関を使ひました方法、それから各立地のサイトに参りまして講演会あるいは討論会あるいは相談会といったようなものをやつてまいりまして、その他組み合わせまして総合的に進めてまいりたい、かように考えております。

○井上説明員 ただいま科学技術庁のほうから原子力発電所の広報対策について御説明があらましたわけでございますが、われわれのほうといたしまして、全く同感でございます。先生御指摘のように、従来、原子力発電所の広報、特に安全性の広報につきましても不十分であつたというふうに反省をしていふ次第でございます。

当然のことながら、PRの前提といたしましては、安全性の確保及び環境の保全に万全の対策を期するというのがまず第一でございます。さらに、地元住民はもとより、広く国民一般の理解を深めるということが必要であるということ、しみじみ感じている次第でございます。このため、われわれのほうといたしまして、地方公共団体あるいは科学技術庁等と連絡をとりまして、講演会とかあるいは講習会、映画会等を通じて、原子力発電所の安全性、環境保全等について積極的に広報活動を行なつておまして、今後とも継続的に正しい知識の普及をはかつていくというふうに考えております。

さらに、御指摘の電気事業者においてもまだ非常に受け身であり、かつ消極的であつて不十分で

はないか、こういうことでございますが、この点につきましても、われわれのほうといたしましては電力会社を強力に指導いたしまして、地域住民との接触をさらに深めるように、あるいはPR館の設置とか、講演会、講習会の開催等を通じて、原子力発電所の安全性等のPRを十二分に行なうようにさせていただきます。

さらに、電力会社一社ベースのみならず全社を糾合いたしまして、全国ベースで強力な安全を中心とした広報活動を行なうというように、これを電気事業者のほうでも進めておりまして、われわれのほうでも、こういった線に沿いまして、さらに強力な指導を行なっていきたい、かように考えております。

○伊藤委員 その原子力発電の安全性ということでございますけれども、原子力発電の安全性という点については、一体、科学技術庁なり通産省資源エネルギー庁はどうかと確とした考え方を持っているのか、この際しっかりと明らかにしていただきたいと思ひます。これが一番のポイントでございます。

また第二点は、一部の学者なり論者には、原子力発電はまだ安全性が十分でないから、それが固まるまで開発を差し控えていくべきだという意見もございすけれども、そういう議論に対してどうしたか、どう対処していくのか、このことについても第二点として明らかにしていただきたいと思ひます。

また、その安全性をさらに高めていくための研究をどういふスピードで推進していくのか、この三点について、この際明らかにしていただきたいと思ひます。

○生田政府委員 原子力の安全性につきましての見解と申しますか考え方でございすが、原子力委員会といたしましての公式な見解といたしましては、従来とも原子力の安全審査を行ないまして、その設置許可につきましての答申を総理大臣に行ないます際の報告書あるいは答申の内容におきまして、安全性につきまして十分説明してあるわけ

でございますが、何と申しましても非常に専門的な分野でございますので、一般の国民の方にはどうもおわかりにくいという点があったことは反省しておる次第でございます。近々原子力委員会といたしまして、一般の方にもわかりやすいような内容で、原子力発電の安全性につきましての公式かつ一般的な見解を明らかにしたいと考えておりまして、ただいま準備を進めている段階でございます。

若干その安全性につきまして御説明させていただきますと、この原子力発電と申しますかあるいは原子力発電所につきましては、ほかの一般の装置工業と違ひまして、非常に技術的に安全性が十分確保されている仕組みになっておりまして、ただいまも申し上げましたように、原子力の設置許可の申請がございまして、まず安全審査をいたしまして、あらゆる条件を考えました上で安全であるというのを専門的に確認いたしました上で、さらにその他の条件もあわせ検討いたしました。設置の許可をするということになっております。

それから、特にこの原子力発電所の安全性の問題につきましては、発電所から外に出ます放射能の問題が問題になるかと思ひますので、この放射能につきましては、原子炉等規制法におきまして基準を定めまして、排出口、これは煙突とかあるいは排水口でございますが、そこで放射能の量を厳重に規制するという二段がまえによりまして安全確保を十分にはかっているわけでございすが、さらにその発電所の外側の放射能につきましても、いわゆる環境放射能と言っておりますが、モニタリングと申しましてその環境放射能を常時測定するような設備を設けてまして、そこで環境放射能の測定を行なうということで、他の一般の産業あるいは他の一般の設備に比べまして、非常な念を入れた安全対策を施しているわけでございす。

そういうわけでございまして、原子力発電所の安全性につきましては、私ども十分に安全であるという確信を持っているわけでございすが、

先ほども申し上げましたように、その学問的な問題と常識的な問題とがとくく混同されるという点がございすので、特にその点にも留意いたしまして、今後PRを進めてまいりたいというように考えております。

○井上説明員 原子力発電の歴史と申ししますものは、安全性確保のための歴史でございまして、第二次大戦が終わりましたあと、原子力発電の技術開発というものは、もっぱらどうやって安全を確保するかということに集中されておったといつても過言ではないと考えております。その結果、過去におきまして世界的には相当数の原子力発電所が運転しておりますが、いずれも安全性上公衆に対し問題を起こしたことはないという実績を持っておりまして、われわれとしては、技術的にはすでに確立された技術であると考えております。

ただ、具体的に原子力発電所を設置する際には、国としては安全性確保のための審査、監督を十分にはいたしていないか、こういうことでございまして、ただいま科学技術庁のほうから御説明がありましたように、原子力委員会の原子炉安全専門審査会におきまして、広く安全性に関する徹底的な審査が行なわれておるわけでございすが、われわれのほうといたしまして、さらにこまかい設計についてのチェック、あるいは全建設期間を通じて工事工程ごとと厳重な検査をする。さらに、運転開始後におきましては、定期的に定期検査を行なっておるということで、安全性の確保にさらに万全を期していきたいと考えております。

○伊藤委員 原子力発電を推進していくために、いまもお話しのとおり歴史もあり、その間いろいろのこともありましたけれども、最近、原子力発電所の燃料棒が曲がったという問題について、参議院でも取り上げられました。また、発電所の定期検査で、たまたま二時間ぐらい発電所の管理区域で働いておった下請会社の従業員が放射線皮膚炎を起こしたということで、最近民事訴訟

を起こしたとも聞いておりますけれども、この二つのことについて関係官庁ではどういう措置を講じておりますか。

○井上説明員 お尋ねの燃料棒の曲がりの問題につきましてお答え申し上げます。

昭和四十八年の九月からことしの二月にかけまして、関西電力の美浜発電所第二号機の定期検査が行なわれたわけでございすが、この間におきまして、燃料集合体の一部に燃料棒の曲がりが見されたわけでございす。燃料棒の曲がりの問題は、現象といたしましてはきわめて徐々に起こりまして、しかも局部的に起こるという問題でございす。いろいろ解析の結果、これによりまして直ちに炉心全体の溶融等の大きな事故につながるといふ性格のものではないというところでございます。アメリカにおきまして、同じような曲がった燃料棒を原子炉に装着したまま運転を継続しておるといふ例も聞いております。

しかしながら、原子力発電所の安全性確保の重要性にかんがみまして、この美浜二号機におきましては曲がりを生じた燃料棒を全部取りかえまして、また新しい燃料棒につきましては、曲がりかほとんど発生しないような構造に改めまして、さらに万全を期するため、そのあと監視を強める。放射能がちょっとでも漏れたら直ちに発見できるという監視装置を装置いたしました。安全な運転を行なうように措置した次第でございす。

○生田政府委員 ただいま先生から御指摘いただきました敦賀の発電所におきまして被曝事故でございすが、昭和四十六年の五月に、大阪の岩佐さんという方が日本原子力発電の敦賀発電所に、下請会社の従業員として一日そこで作業されたわけでございすが、その結果、放射線皮膚炎を起こされたという大阪大学の診断を受けたということで問題が始まったわけでございす。これにつきましては、すでに国会でも数回御質疑があつたわけでございすので、その経過等につきましては御承知と思ひますので、詳しくは御説明申し上げますが、科学技術庁といたしましては詳細

に調査いたしました結果、作業いたしました場所は原子炉の中ではございせん、原子炉の外側でございせん。原子炉はいわゆる格納容器と申しておりますが、原子炉と格納容器との間の場所でございます。いわゆる汚染区域でない場所でございます。

それから、作業いたしましたその作業の種類につきましても、パイプの穴あけの作業をしたわけでございますが、特にそこに大きな放射線があつたといふことは考えられない。考えられないだけではございせん、調査の結果におきましては、なかつたといふことが確認されております。記録によりましても、そのときの方が溶びました放射線の量は一ミリレムといふことになっております。

一ミリレムというのはおわかりにいかと存じますが、自然には自然放射能といふのがございまして、空気の中の宇宙線でございますとかあるいは土とか岩とか、それから水、すべての中に太古の昔から自然放射能といふものがあるわけでございます。人類の文明とは関係なしに自然放射能を人類は浴びているわけでございますが、それが平均いたしまして大体百ミリレムでございます。しかも、その自然放射能と申しますものは地域的な差がございまして、日本におきましては、大体東のほうが低く、西のほうが高いといふことでございまして、たとえば東京と大阪、神戸とを比べますと、大阪、神戸のほうが数十ミリレム高いわけでございます。したがって、かりに東京から大阪、神戸に引っ越しをいたしますと、その住む場所が変わつただけで数十ミリレムの被曝量がふえるといふことでございまして、たとえばほかに医療用の被曝といふものがございますが、毎年レントゲン検査を受けます場合、これは胸のレントゲンあるいは胃のレントゲンといふことで、いわゆる健康診断を受けますと、年間一レム、つまり千ミリレムぐらいの放射線を浴びることも間々あるわけでございます。

そういうことでございまして、一ミリレムという数字は非常に小さいわけでございます。つまり自然放射線の百分の一、それから医療用の放射線の数百分の一に相当するといふことでございまして、普通放射線の皮膚炎を起こします場合に、その被曝いたします放射線の量は四百レムあるいはそれ以上といふことになっておりますので、四百レムと申しますと四十万ミリレムでございますので、数十万倍の被曝量がございせん、普通皮膚炎は起こさないといふのが医学上の常識だそうでございます。

そういうことでございまして、私どもは作業場におきます放射線の被曝によるものではないと確信しておりますが、これだけ大きな問題になりまして、この問題もございまして、政府といたしまして、この問題をさらに徹底的に調査するといふ体制でございまして、先般調査委員会を設けまして、医学の専門家、それから原子炉の専門家、放射線の専門家、この医学の専門家も皮膚科の専門家、放射線医学の専門家、そういう専門の学者にお願いいたしまして、その実態の調査を続けるといふことにしております。

それから訴訟でございますが、これは岩佐さん御本人が日本原子力発電株式会社を相手にいたしまして、約四千万円の損害賠償の訴訟を起こしております。これは日本原子力発電株式会社といたしまして、敦賀発電所におきます作業の結果起きたものでは絶対ないといふ確信を持っておりまして、もちろんこの訴訟を受けて立ちまして、法廷において黒白が明らかにされることを望んでおりますので、私どもも、法廷におきましてもこの結果が明らかにされまして、国民の皆さまの疑惑を解くことができるように期待している次第でございます。

○伊藤委員 話には先に入りますけれども、外務省が派遣された資源エネルギー問題調査団、向坂正男先生が团长で行かれて、帰国報告が新聞に出ておりましたけれども、産油国がことしの秋にはまた原油を再値上げするといふような報告が出て

おつたのを新聞で見ましたけれども、このことについて政府は、資源エネルギー庁でしょうか、この向坂团长の帰国報告を正式に受けたのでしょうか。また受けておるとすれば、こういう産油国の再値上げの問題をどう受け取っておるかお聞きしたい。

○井上説明員 私どももまだ正式に報告を受けておりません。

○伊藤委員 いずれ報告があろうと思ひますけれども、そういうことで、ことしの秋にはまた再値上げといふようなことが具体的に起こるようでございます。また、先ほどの供給準備率のマイナスになる時期は意外に早いといふこと等々、原子力発電を早急に推進しなければならぬ事態にわが国は追い込まれていゝものと思ひます。ただ、これは原子力発電は認可になってから稼働するまでどんなに早く見ても五五年間かかるということですから、一日もゆるがせにすることはできないわけですから、今回のこの二法案が国会で成立を見るならば原子力発電は大幅に推進するものと期待し、またその方向になることを望んでおりますけれども、いまこの原子力発電の立地難はいろいろ原因があると思ひますが、この法案はそういうことを一つ一つ克服していく一つの柱になるわけですから、そのほかでこれらの難点はどうか、うかがうことがあつたのか、またそういう立地難をどうやって克服していくのか、これは通産省でも科学技術庁でもよろしいですが、お答えいただきたいと思ひます。

○生田政府委員 原子力発電所の立地問題につきましては、先生御承知のように、いろいろ問題が発生しているわけでございますが、いろいろの要素がからみ合ひまして、その立地上の問題あるいは紛争が起こつておきますので、これこれの要素によつて問題がすべて起きてくる、あるいはこれだけで全部解決できるというように一がいに申し上げることはかなりむづかしいと思ひます。地域によつてもかなり差があるわけでございます。ただ、概括的に申し上げまして、一つの問題は、

先ほど来御質問いたしております安全性につきまして、まだ国民全般、さらには地元住民の方に必ずしも十分な御理解をいただいていないという点があるかと思ひます。この点は先ほど来申し上げましたように、今後とも十分努力してまいりたいといふように考えております。

それからもう一つは、この原子力発電所と申しますものは典型的な装置産業の一つでございますので、たとえば雇用吸収力でございますとか、あるいは関連いたしました事業が地元で発展するとか、そういう形で開発利益の地元への還元と申しますか、そういう経済的なメリットがほかの産業に比べて必ずしも大きくないという点が、やはり地元の御協力をいただきます上におきまして、あまり魅力がないという難点であらうかと思ひます。したがって、今般御審議いただいておりますこの法案が成立いたしましたので、この交付金が地元へ支出されるということになってまいりますと、これは非常に大きなメリットでございます。その経済的な面におきます地元の不満は相当程度これによつて解消されるというように考えておりますので、非常に大きな効果があるというように考えております。

したがって、今回の法案が成立いたしました際におきましては、先ほど来申し上げております安全性につきましては、政府といたしましての努力を重ねるということと両方相まちまして、原子力発電所の立地難の問題は、大幅に改善されるというように考えております。

○伊藤委員 そういうことで大いに進めてもらいたいと思ひますけれども、それと関連して大事なことは、再処理の問題、また放射性物質の廃棄物の処分問題等、まだまだ早急に解決を急がなければならぬ問題がたくさん残つていゝと思ひます。こういうことについて、政府はどういう取り組み方をしておるか。またその場合、この特別会計から、いまお話しのような各種の安全対策についても財政措置を講ずることができるようにしたほうがいいのだと思ひますけれども、そのこと

についての大蔵省なり各省の見解をお聞きしたいと思ひます。

○生田政府委員 まず再処理でございませうけれども、使用済み核燃料の再処理は、原子力発電所にありましてぜひとも必要なこととございませう。なるべく国内でやられたほうがよろしいということとございまして、現在動燃事業団が茨城県の東海村に再処理工場を建設中とございまして、本年中に試運転、それから明年中には本格運転に入れるものと期待しております。

ただ、それだけでは不十分とございませうので、いわゆる第二再処理工場の建設ということとを計画する必要があります。これは昭和四十七年につくられました原子力委員会の長期計画におきまして、第二再処理工場は民間がつくるという方針を一応きめておりますので、ただいま電力業界が中心になりまして、この第二再処理工場の建設の準備を進めておられます。

それで、動燃事業団がいま建設しておりますいは第一再処理工場とございませうが、それとただいま計画中の第二再処理工場がございませう間、多少のギャップがあることがあろうかと考えておりますが、それにつきましては、海外の再処理工場に委託するということが十分やっていけるというふうに考えております。

海外の再処理の能力につきましては、先般原子力産業会議の調査団が参りまして、欧米各国の再処理工場の状況、今後の増設計画等を詳細に調査してまいりました。十分余裕能力があるというところでございませうので、そのつなぎの部分は海外への依存で十分やっていけるというふうに考えておりますので、今後とも再処理につきましては問題ないというふうに考えております。

それから、放射性廃棄物の処理、処分でございますが、現在は発電所の構内に保存するという形で安全に十分注意をいたしましてやっております。でございますが、今後発電所の数もふえることとございませうし、その処理、処分につきましては

らに検討を進め、しかるべき施設をつくる必要もあるというところでございまして、四十九年度予算で調査費もつけておりますので、今後それを具体化する方向で検討を進めてまいりたい、かように考えております。

○辻政府委員 原子力発電に関します安全対策につきましては、先ほどから御指摘をいただいておりますように、きわめて重要な問題とございませうので、私もといたしまして従来から努力してまいりましたところとございませう。四十九年度予算におきましていろいろな施策を講じておりますが、特に原子力発電所の安全研究につきましては、四十八年度予算が約五十一億円でございませうけれども、これを百億円以上にふやしております。倍額程度に増額をいたしているわけでございませう。その中で先ほど御指摘の放射性廃棄物の処理、処分に關する研究費も繰り込んでおられるわけでございませう。

また、本特別会計におきまして、原子力発電安全対策等交付金といたしまして八億八千五百万円を計上いたしているわけでございませう。これによりまして環境放射線の監視施設の整備でございますとか、あるいは温排水の影響調査でございますとか、あるいはまた広報活動でございますとか、そういうことを進めてまいりつゝもございませう。

いづれにいたしましても、この問題の重要性にかんがみまして、一般会計、特別会計を通じて、安全対策の充実についてさらに努力をしまして、いりた、かように考えておられるわけでございませう。

○伊藤委員 電調審決定の開発目標とそれの実施された面での表はわれわれにたいしておられますけれども、この三、四年の開発目標がありながらそれが実施できなかったパーセンテージを、ひとつこの際明らかにしていただきたいと思います。

○井上説明員 お尋ねの目標に対する達成率の点でございますが、昭和四十六年度は、目標が千九百六十六万キロとございましたものに對しまして達

成率が八七％でございます。昭和四十七年度は、目標千九百三十三万キロに對しまして達成率は三二％でございます。昨年、昭和四十八年度は、目標千六百十萬キロに對しまして実績は七百十二萬キロとございまして、四四％にすぎない、こういうこととございませう。

○伊藤委員 その中で、原子力発電所のことだけを取り上げて、ひとつ数字で示してください。

○井上説明員 原子力発電所につきましては、昭和四十六年度は実績五百二十三萬キロ、昭和四十七年度は三百九十萬キロ、昭和四十八年度はございませう。

○伊藤委員 いま各電力会社で計画しておつたり、また申請しておる状況なども、この際数字で示してください。

○井上説明員 申請中は一基だけでございませう。○伊藤委員 もう終わりますけれども、そういうことで、いままでの状況ではたいへんなおくれ方とございまして、この法案の成立によつて大いに伸びることを期待しておりますが、そういうことについての感觸、あるいはまた、この法案に対する地元あるいは市町村見当での促進の陳情なども関係各府庁では受けていると思ひますけれども、そういう状況について、この際ひとつ御報告いただきたと思ひます。

○生田政府委員 現在の状況につきましては、先ほど通産省から御説明したとおりでございますが、ただいま申請中、審査中のものは一基と申し上げましたのは、四十七年度に申請があつたのが一基とございまして、四十八年度は一基も申請がないという状況でございます。現在建設中のものが完成いたしました、大体千六百萬キロワット程度の原子力発電所が昭和五十二年ごろまでにできるわけでございませうが、先ほど先生から御指摘のございましては、第一、第二次私案におきまして、一番現実性が高いと稲葉先生がその中で言っておられますケースⅢにおきまして、昭和五十五年度には二千八百萬キロワットの原子力発電所が必要だという御指摘でございます。したがいま

して、早急に、その二千八百萬キロワットと現在建設中あるいは稼働中の千六百萬キロワットとの差、つまり千二百萬キロワット程度の着工を急がなければ、一番初めに先生の御指摘もございまして停電の問題が現実には発生してくるということであらうかと思ひますので、私も非常にあせつておるわけでございませうが、先ほど御指摘がございましたようなことで、その立地問題を中心にしまして電力会社の計画がなかなかかどらない、したがいまして、申請も出てこないということとございませう。

ただ、今般の御審議をいただいておりますこの法案が公にされてから、原子力発電所に予定されておりますサイトの付近の住民の方と申しますか、その代表として市町村長あるいは市町村会議員の方、かなり大ぜいの方とお会いいたしましたけれども、非常に大きな期待を持っておられます。これが実現されれば、先ほど申し上げましたように、その地元の考え方がかなり大きく変わる、非常に積極的になってくるというふうに思われますので、ただいま申し上げましたような今後大幅な着工が必要だという必要性が相当大きく充足されてくる、かように考えております。

○伊藤委員 以上で終わります。

○安倍委員長 村岡兼造君。

○村岡委員 電源開発促進法案と電源開発促進対策特別会計法案について質問いたします。ただいま先鋒の伊藤議員が質問されましたので、重複を避けながら質問をいたしたいと思います。

この法案は、発電用施設周辺地域整備法案に關連して出てきたわけでございませうが、このような目的税がほかにあるのか、また目的税は財政の硬直化を招くので創設は好ましくないと思ひますが、また従来の政府の主張に反しているのではな

いか、この点をお伺いしたいと思います。

○高木(文)政府委員 村岡委員御指摘のように、目的税という制度は特定の歳出目的について財源を確保するというメリットはございませうけれども、いわばひもつきになるということとございませう。

すので、税としてやや硬直化するといふ難点があるわけでございます。国の歳出は、本来、もろもろの財政需要を全般的なまた統一的な見地から見まして優先度を判断して、適正効率的に資源配分をするといふことが望ましいわけでございます。その趣旨からいいますと、目的税のように、そもそもその税収について自動的に特定の歳出だけに振り向けるという点からいいますものは、財政全体の総合性という点からいいますと必ずしも望ましくないといふことが、一般論としてはいえるわけでございます。したがって、従来から財政当局の立場といたしましては、目的税を創設してはどうかという御提案があります機会に、いずれかといふと、慎重な態度で臨んでおるわけでございます。

しかしながら、従来も必ずしも全く目的税という制度がないわけではないのでございまして、例といたしましては、航空機燃料税あるいは原油油関税というような制度がございまして、それからよく一般に引き合いに出されますのは、揮発油税、あるいは石油ガス税、それからそれに関連いたします地方道路税でございますが、この揮発油税につきましては目的税の代表のようにいわれおりますが、沿革的に税自体としてはこれは普通税でございます。ただ、いまから二十年近く前に道路整備緊急措置法の第三条の規定によりまして、道路整備計画を策定している期間中だけは、揮発油税は収入の全額、石油ガス税は収入の二分の一に相当する金額を国が支弁する道路整備費の財源に充てなければならぬという規定がございまして、臨時に目的税の性格を持っておりますのでございまして。現在の時点では目的税として機能しておるといふ法律的な組み立てになっております。

そこで、この最も典型的な例としていわれおります揮発油税について考えてみますと、いろいろその創設の当時から論議はあったわけでございますが、今日までの道路整備の進捗状況などを見ましても、道路財源を燃料税という形を通じまして、道路を利用される自動車の使用者に求めるといふ税のあり方は非常にわかりやすい、受益者負担的な感じからいいますと理解しやすい。理解しやすいといふことは、ある意味からいいますと、比較的に負担感が少なく済むというふうなメリットがあるわけでございます。十数年にわたります経験からいいますと、私も、目的税は目的税としてのまた、先ほど申しました難点と反対にメリットがあるといふことを感じておるのでございまして。

そこで、今回御提案申し上げております電源開発促進税というものはいかなる性格のものか、いかなる目的のものかといふことをいろいろ検討いたしました。これはかなり明確に使用目的とそれから負担との関係が密接につながっておりますのでございまして、冒頭に申し上げました一般論からいいますと、目的税をつくることはあまり好ましくないといふ立場に立たなくてもよろしいのではないかと。税負担と受益がある意味から申しますと、ガソリン税の場合よりもさらに明瞭になつていっているのではないかと見地から、この際、目的税として構成してはどうかといふことで御提案申し上げておる次第でございます。

○村岡委員 国民生活の向上に不可欠である電力の安定供給というふうな措置でこの税ができたと思ひますが、これに一般財源を用いたらいののではないかと、目的税を創設した根拠といふのは何であるか。

また、電気税収入というのがありますが、この一部を国で吸い上げたり、電源開発の地域の整備費に充当することとしてはどうか、この二点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 先ほど伊藤委員のお尋ねに對しまして担当の各省からお答え申し上げましたように、電源開発地域の住民の福祉を考慮しながら電源立地を進めていかなければ、何ともこれ以上新しい電源開発地点を見出すことがむずかしいという現状にございまして。そこで、そのために特別会計を通じて周辺地域に所要の資金を供給

給をするといふことのために特別会計をつくるわけでございますが、さて、特別会計の財源を一般財源に求めてはどうかといふのは、私も、もうそういう考えを持たないわけではなかったわけでございます。一つの案としては考えられるといふことであつたわけでございます。

しかしながら、よく考えてみますと、発電所が設置されます地域の方々からいいますと、先ほども関係各省から御説明申しましたとおり、せっかく発電所を置かれました、周辺地域にはあまりこれといったメリットもない。たとえば、発電所ができましたと、その地元においていろいろの新しい雇用が起るというふうなこともそれほど大きくない。そして非常に安全なものであるといふことでございまして、温水の処理の問題とかいろいろ若干のデメリットも全くないわけでは

ないといふことから、所在地域及び周辺地域においては、その地域の福祉の向上といふことを強く求める要請が出てまいりますことは、事の自然であるかと思つてございまして。そう考えますと、そのために税金が必要であるといふことであるならば、その必要なお金といふものは、ある意味から申しますと、まさに発電のためのコストの一部と考えるべきではないかと。発電のためのコストの一部であるといふふうに考えるならば、一般財源をもつて周辺対策を行なうというよりは、むしろその負担を発電事業者に求めることによつて、その経費とコストの結びつきを明確にするほうがよりよろしいのではないかと。いふうちに、だんだん私も考えるようになってまいつたわけでございます。

今度の税は、一般電気事業者を納税者としたしまして、一般電気事業者に負担を求めるわけでございますが、その負担は結果といたしましては、やはり何らかの形を通じて電気料金の一部を構成することになるわけでございます。したがつて、ある意味では、第一次的には電力会社と申しますか、電力の供給者に負担を求めることになり

ますが、結果的には、やはり何らかの形を通じて電力の利用者、受益者に負担を求めるという結果になるという形になっております。このことは、周辺地域の整備といふことが発電所の設置のために必須のことであるならば、むしろ発電所の建設費自体と全く同様に一種のコストと考えるべきものでございまいしょうから、そのような関係をむしろ明確にしたほうがよろしいという判断に立つわけでございます。その意味で、御指摘のように、一般財源として考えるのではなくて、あらためて目的税を創設するといふことに踏み切つたわけでございます。

それから第二に、現在、電気の利用者と申しますか、電気の利用者は、何らかの形で電気ガス税を――今度は改正になりまして電気税といふことになりましたが、地方税としての電気税を納めておられるわけでございますが、その納められた電気税の一部を地方税から国税として吸い上げて充当してはどうかといふたのだいまい御指摘でございますが、もし電気税のままの形で受益者から納税をしていただいて、特別徴収義務者である電気事業者がその一部を国に納めるといふ形をとる場合を考へてみますと、これはいままでない形式のものになります。そういう複雑な仕組みをとりますと、結局、今回の税のような形をとりますと、料金の一部を構成する形式を通じて、結果的には消費者に負担を求めるという形をとりまして、経済的には同じ意味を持つことになると思ひます。経済的には同じ意味を持つことになると思ひます。今回のものは、電気税のように市町村の一般財源ではないわけでございます。先ほどから申しておりましたように、電源開発をいたしますための必須のコストにつながるものであるといふふうに考へますならば、御指摘のような案も考へられますけれども、それよりもこのような形のほうがよろしいのではないかと。いふうちに考へたわけでございます。

なお、現在、電気税は、一部の産業用電気については非課税になっておりますけれども、先ほど来申しましたような意味で、コストとしての性格

が強いという点を考えますならば、非課税という
ようなものがあるというところは必ずしも
好ましくないというふうな考えられるわけであり
まして、従来から電気税の非課税対象となつてお
りますところの電気税をたくさん使います産業にも
負担をしていただくというところが、より望ましい
のじゃないかというふうな考えましたことも、電
気税の振りが形式あるいは一部徴収上げ形式と
いうことをとらまえて、新しく税を設けること
にしたという一つの大きな理由でございます。

○村岡委員 この法案が成立しますと、地元のメ
リットがないというのが大幅に改善されるという
ことになるわけですが、現在、電力会社から電力
料金の値上げが申請されておりますけれども、そ
の審査の状況はどうか。

また、この電源開発促進税は、今回の電力料金
の改定にはどのように処理されているのか。この
点と、もう一つ、この電源開発促進税は、転嫁さ
れて、結局は消費者の負担になると考えられるわ
けであります。それが物価や家計に及ぼす影響は
どうか。この点をお伺いしたい。

○杉山説明員 電力会社の料金申請でございます
が、四月の三日に東京電力と中部電力、それから
六日に北陸電力と四国電力、そのほか五電力が
八日というところで、四月上旬に全社九電力が値上
げの申請を出してまいりましたわけでございます。そ
の新しい申請によります値上げ幅は、電灯が総平
均で三・八六％、それから電力が八・五二％、
合わせますと、総体として六・八九％というこ
とになるわけでございます。その値上りの理由
は、大体四分の三程度が原油、重油の値上がり
ということが原因になっておるわけでございます。

どういふような審査をしておるかとお申しま
す、ただいまは、その各社から提出されました申
請書の内容の聴取というのを続行しておるわけ
でございます。それと同時に、一方では、固定資産、
修繕費といったものにつきまして特別監査チ
ームを編成いたしまして、現場でなければ知悉できな

いというものにつきまして、特別監査を実行
いたしておるところでございます。それからさらに、
来月の七日と八日でございますが、電気事業法に
基づきます公聴会を各地で実施したい。大体
通産局の所在地でございますが、広く各層の意見
をお伺いするということになっておるわけござ
います。それで、それ以後、特別監査の実施結果、
あるいは公聴会でいただきました各種の御意見と
いうのを十分参考にいたしまして、審査を進めたい
というふうな段取りになっておるわけござ
います。

一方におきまして、各社の値上げの要望とい
うのが非常に強いわけでございますが、他方、物価
抑制という非常に大きな政策課題もございますの
で、私どもといたしましては、厳正かつ慎重に審
査を進めてまいりたいというふうに考えておるわ
けでございます。

それから、第二の御質問でございますが、各社
それぞれ電源税をことの総括原価の中に、公租
公課の中に繰り入れて申請しております。これに
対しましては、ややまちまちな面がございますの
で、私どもは査定にあたりまして統一方針をとり
まして、必要な経費というところで盛り込んでい
きたいというふうに考えておるわけでございます。

もちろん、法案をただいま御審議願っておるわ
けでございますが、先ほど来お話のございましたよ
うな電源開発の必要性から申しまして、私どもと
いたしましては、ぜひとも御審議の上、成立をさ
していただくことを希望いたしまして、必要経費
として見てまいりたいというふうに考えておるわ
けでございます。

○高木(文)政府委員 今度の電気税を電力料金に
織り込みました場合にどういふ影響があるかとい
うことでございますが、これは料金全体がひどく
動くわけでございますので、この部分だけを抽出
して物価にどういふ影響があるかということをし
上げるのは、非常に説明困難でございます。た
だ、問題の大きさと申しますか、どんな影響度の
ものかという感じを申し上げるために、一つの数

字を申し上げてみたいと思います。

現在、各家庭が使っておられます電灯の電力量
は、平均的な家庭の場合には、月当たり百四十キ
ロワットアワーでございますが、百四十キロワッ
トアワーで大体幾らぐらいになるか。これは地域
によつて電力料金が違いますから、多少差はござ
います。大体キロワットアワー当たり十二円前
後でございます。そういたしますと、一般家庭の
平均家庭の電力料金負担は、現在月に千六百八十
円ぐらいになるわけでございます。これに對しま
して今回の電源開発促進税、キロワットアワー当
たり八錢五厘というところで計算をいたしますと、
百四十キロワットアワーで十一円九十錢というこ
とになります。税でございますから、また物価の
問題でございますから、小さいからいいじゃない
かというわけではございませんが、料金全体が千
六百八十円に對して、十二円でございます。現在
の電気税が六％でございますので、千六百八十円
の六％でございますと、地方税でございます電気
税のはうは百四十圓になります。この月当たり
千六百八十円、十二円、百円というふうな数字を
見ていただきますと、各御家庭に及ぼします影響
というものは、どういふ形でこれが電力料金に織
り込まれることになりまして、さほど大きなも
のではないということはいえると思われま

す。なお、お尋ねは物価への影響ということござ
います。電力料金が上がりますれば、もちろん
の物価に影響することは間違いないわけござ
いますけれども、これはまだ電力料金全体がどうい
うふうにきめられるかは明確でございせんし、
しかも、電力料金の値上げの大きな理由は原油の
値上りに伴うものであるというたゞだいまの通産
省の御説明でもおわかりいただけるかと思いま
す。また、原油の値上りがり額の絶対額と今回の電
源開発促進税の絶対額を比較していただきますな
らば、この税が直接物価に大きく影響するとい
うことにはならないということで、御理解いただ
けるかと思ひます。

○村岡委員 この法案は、国民経済の発展と国民
生活の向上ということと法律をつくるう、これは
地域のあれとか何とかで認めるにいたしまして
も、この説明の中に、毎年電力の需要というもの
は一〇％程度以上伸びがある。四十年からの販売
電力量を見ましても、四十七年度で約倍になつて
おる。また、四十八年から五十三年度を見まし
ても、毎年一〇％平均伸びておる。同時にまた、
従来は産業用が非常に多かったのですが、今後は
民生用がどんどん伸びてきて、それが著しい。一
方また、火力の場合、原油を使わなければいけ
ないというふうな資源の節約という面も出てきた
わけでございますが、立地難ということも別にいた
しまして、国民生活の向上、経済の発展、いわば
普通の一般の民衆と申しますから、どんどん
電力を使う要求が出ておる。しかし、これ
に對してどこまでも電力をふやしていくのか。い
ま四十九年、もう数年すると、また現在の倍ぐら
い電力というものはやらなければいけない。この点
に關する考え方はどうか。

もう一点、またそれをどんどん伸ばしていつて
これではいのかどうか。ある程度そういうものは
抑制する考え方はないのかどうか。各国に比べま
して、日本の一般家庭の電気というものは相当使
われていく。今後も冷暖房、そういうようなもの
に使われていく。いわば電源開発促進税を設けて、
水力にしろ火力にしろ地熱にしろ原子力にしろど
んどんやっていくわけでございますけれども、要
求があれば今後電力というものはどこまでも伸ば
していくのか。この点の考え方はどうであるのか、
ひとつお伺いをいたします。

○杉山説明員 御指摘のどこまで一体電力を供給
していくのかという点でございますが、従来、電
気事業法におきましては、電力業界というものは
供給義務があるというふうな考え方がございま
して、需要に合わせて供給を果たさなければなら
ないというふうに考えてきたわけでございます。
しかし、現段階におきましては、御承知のよ
うに、昨年の石油危機というものに直面いたしま
して、さしたる油がないというところで電力の使

用制限というものを法律でやらざるを得なかったわけでございます。ただいまそれを続行しているわけでございます。

今後、一体、従来のように需要の伸びに應じて供給責任ということですべての電力をまかない得るかどうかがという点につきましては、実はその考え方をどうしたらいいのかという点につきまして、ただいま電気事業審議会に需給部会というものを設けまして、そこで検討を重ねているわけでございます。一方におきまして、できるだけ供給責任を果たすという問題と、それから産業構造、国民生活の面におきまして、結局輸入依存度の高い原料に現在はおきましておる現状でございますので、一方におきましてエネルギーをできるだけ大事に使うという方向を日本のあり方として求めざるを得ないのではないかとということで、その具体的方法についていろいろ御議論をしていただいております。

○村岡委員 いまの説明ではちょっとわかりにくいわけですが、供給の義務があるということなんです。いま現在のものは足りないにしても、ほんとうに電力というものは需要が毎年増しておる。これに対して、いま現在の時点としてはこういうものは必要だけれども、それが五年も十年もたつてしまつたらまた倍になる、こういう問題を考へて、いま御説明がありましたけれども、エネルギー庁でございますかどういふものをやらなないと、一方では、もう東京でもどこでも、電気はほとんどよこせ、電源開発のほうは知らぬ、そして地元のほうはメリットがない——いまのこの電源開発の促進税によって、地元のほうは今度はいいんでしようが、使うほうは文句だけ言つておる。こういう問題に対して、いままであまり、ただ事業法だか何だかに盛られては供給しなければならぬということだけをたてにとつてそれだけで押しているというところは、どうもおかしいのじゃないか。非常に資源のむだ使いと申しますか、そして一方では、何でもかんでも高くなつ

た、こういうようなことを言つておる。これについて、いまエネルギー庁の計画課長さんは答弁できかないにいたしましたも、こういう問題点をやつていかないと、せっかくこういう——私はこの法律はたいへん地元に対していいと思ひますが、またこれを機会にそういう問題を検討していかないと、たいへんなことになるのじゃないか、こう思つております。

以上の点を要望いたしますして、私の質問を終わります。

○柳田政府委員 エネルギー並びにわが国の産業、経済全般に關係する大きな問題でございますので、政府の考え方、見通しを申し上げまして御答弁といたしたいと思います。

やはり今後の日本の経済を進めていきます場合に、日本の経済の成長度がどうあるべきか、それに対してはエネルギーの供給源はどうあるべきか、これに対して物価はどうあり、あるいは資金はどうあるべきかという一つのガイドラインを設けて、やはり大きく経済を見通して、国民にも御協力をしていただくところは協力していただく。政府が供給義務のあるものは供給義務を果たしていくというようにしなければならぬということとを痛感いたしております。そういうような調査なりあるいは計画なりを進めていくときが来ておるということとを政府も痛感いたしました。それぞれの調査機関、審議機関にも諮問をしたり、また政府におきましてもそういうような作業をそれより進めておりますので、いま御質問のあったような趣旨に向かつて、今後進められると思ひます。

○村岡委員 終わります。

○安倍委員長 この際、参考人出席要求に關する件についておはかりいたします。

金融に關する件、すなわち、最近の金融情勢について参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、その日時及び人選につきましては、委

員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○安倍委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散會いたします。

午前十一時五十八分散會

大蔵委員會議録第九号中正誤

ペジ	段行	誤	正
二	四五	改策	政策
一	二五	思ひます。	思ひます。
一	二五	ウエート	ウエート
二	二七	それから	それらは
二	二七	対して	対して
三	二八	あるとう	あるとう
四	二八	全段階	前段階
八	二八	デメリット	デメリット
三	二八	増加が、	増加分が、
三	二八	ひとつ	ひとつ……。
一	二八	若干	若干
三	二八	間接税	間接税
六	二八	買ひ	借り
六	二八	貸幣	貸幣
六	二八	ならぬ、いう	ならぬという
七	二八	小さい、いう	小さいという
七	二八	が、結局	結局

一七	二	て、大体	大体
一七	二	ら、検討	検討
一七	二	ウエート	ウエート
一七	二	委員	委員
一七	二	高本(文)政府	高本(文)政府
一七	二	委員	委員
一七	二	かつて	かつて
一七	二	も、この	この

同	第十号中正誤	誤	正
一	二	関税定率及び	関税定率法及び

同	第十一号中正誤	誤	正
一	二	構造とは	構造は
一	二	食糧	食糧
一	二	べからざりし	べからざりし
一	二	いまま	いまま
一	二	ように	ように
一	二	関税には	関税には
一	二	それから	それから
一	二	折衝	折衝
一	二	そういう	そういう
一	二	するしかないか	するしかないか
一	二	そのおきの	そのおきの
一	二	するしかないか	するしかないか

同	第十二号中正誤	誤	正
一	二	考えまいた	考えてまいた
一	二	ことを	ことを
一	二	ラジヤ	ラジヤ
一	二	ボーキサイト	ボーキサイト
一	二	意味	意味
一	二	話しても	話しても
一	二	話しても	話しても